

認定こども園 大和田保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園が保護者に説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 和の里福祉会
代表者氏名	理事長 廣岡 善美
所在地	福井市大和田町51-9
電話番号	0776-53-6150

2 利用施設

施設の種類	幼保連携型認定こども園
施設の名称	認定こども園 大和田保育園
施設の所在地	福井市大和田町51-9
連絡先	電話番号 0776-53-6150 FAX 0776-53-6157
管理者	園長 廣岡 善美
対象児童	満3歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満3歳未満の乳幼児
利用定員	<1号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童 3人 <2号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童 42人 <3号認定子ども> 満1歳以上満3歳未満で保育を必要とする児童 26人 満1歳未満で保育を必要とする児童 9人
開設年月日	令和 6年 4月 1日

3 施設の目的・運営方針

当園は、幼児期における教育・保育を、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置付け、以下の運営方針に基づき幼児教育・保育を一体的に提供してまいります。

- (1) 園児の健やかな成長が図れるよう、その心身の発達を助長するとともに、必要に応じ、保護者に対して子育てに関する悩み・相談に対応できる体制を構築します。
- (2) 園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに

展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めます。

- (3) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (4) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (5) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	840.09 m ²
	園庭	202.36 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建
	延べ面積	783.22 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1 室	
ほふく室	1 室	
保育室	4 室	2歳児クラス もも組 3歳児クラス うめ組 4歳児クラス さくら組 5歳児クラス まつ組
遊戯室 (ホール)	1 室	
調理室	1 室	

5 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務の内容
園長	1名	職員及び業務を一元的に管理し、職員に対し法令等を遵守させるために必要な指導命令を行うとともに、園児を全体的に把握し園務をつかさどる。
副園長（兼保育教諭）	1名	園長を助け、園務を整理し必要に応じ園児の教育及び保育をつかさどる。
主幹保育教諭	2名	園長、副園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。
保育教諭	11名以上	教育及び保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び

		家庭連絡等の業務に従事する。
栄養士	2名	園児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、満1歳以上児の幼児食に係る献立を作成するとともに、調理業務に従事する。
調理員	1名	栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。
事務職員	1名	運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。
学校医	1名	本園における健康管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第22条に基づいて、技術及び指導に従事する。
学校歯科医	1名	本園における健康管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第23条に基づいて、技術及び指導に従事する。
学校薬剤師	1名	本園における健康管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第24条に基づいて、技術及び指導に従事する。

6 保育を提供する日

認定区分	提供する日	休業日
1号認定子ども	月曜日から金曜日	土曜日、日曜日、祝祭日 夏季休業 8月11日から8月20日まで 冬季休業 12月25日から1月5日まで 学年末休業 3月26日から3月31日まで 学年始休業 4月1日から4月5日まで
2号認定子ども 3号認定子ども	月曜日から土曜日	祝祭日、日曜日 年末年始（12月29日から1月3日）

7 教育・保育の提供時間

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定子ども	教育標準時間（概ね6時間程度）	午前9時～午後3時【※1】
2号認定子ども	保育標準時間（最大11時間）	午前7時～午後6時【※2】
3号認定子ども	保育短時間（最大8時間）	午前8時～午後4時【※3】

【※1】

3時を超えて保育を必要とされる場合は、一時預かり（幼稚園型）を利用することもできます。（別途保護者負担金が必要となります。）

【※2】

午前7時から午後6時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに決定させていただきます。

なお、午前7時から午後6時までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、午後7時までの範囲内で、時間外保育（延長保育）を提供いたします。時間外保育（延長保育）の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。

【※3】

午前8時から午後4時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに決定します。

なお、午前8時から午後4時までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、午前7時から午前8時まで又は午後4時から午後7時までの範囲内で、時間外保育（延長保育）を提供いたします。時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。

8 提供する教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に係る園児に対し、当該支給認定区分に応じて、上記7に記載する時間において、教育・保育を提供します。

(2) 障がい児保育

障がいを有する児童に対して、健常児とともに集団保育することによって、健全な社会性の成長発達を促進するための教育・保育を提供します。

(3) 送迎

希望者には、園バスによる送迎を実施します。

通園バスを御利用の場合は、別途利用者負担が必要となります。

(4) 食事の提供

児童の年齢に応じた食事の提供を行います。

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担額（保育料）

支給認定を行った市町村が定める利用者負担額（保育料）を当園にお支払いいただきます。

(2) 特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担等

別表に掲げる費用を負担していただきます。

(3) 2号認定子ども・3号認定子どもに係る延長保育に係る保護者負担

延長保育を利用された場合には、別表に掲げる費用を負担していただきます。

(4) 1号認定子どもの一時預かり（幼稚園型）に係る保護者負担金

在園する1号認定子どもが一時預かり（幼稚園型）を利用した場合には、別表に掲げる費用を負担していただきます。

10 利用の開始に関する事項

当園は、1号認定子どもに係る支給認定保護者から利用の申込をうけたとき又市町村から特定教育・保育の実施について要請を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じるものとします。

- (1) 利用申込のあった1号認定子どもと現に当園を利用している1号認定子どもの総数が、利用定員の総数を超える場合
- (2) 利用要請があった2号認定子ども又は3号認定子どもの数及び現に当園を利用している2号認定子ども又は3号認定子どもに係る園児の総数が、当園の利用定員の総数を超える場合
- (3) 園児の受け入れにあたり、自ら適切な特定教育・保育を提供することが困難な場合

2 前項第1号の事由により支給認定保護者からの利用申込に応じられない場合は、当園の教育理念、基本方針に基づく選考等あらかじめ園長が明示した公正な方法により選考します。

11 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が小学校に就学したとき。
- (2) 2号認定子ども及び3号認定子どもの支給認定保護者が、支給要件（保育の必要性の事由）に該当しなくなったとき。
- (3) 支給認定保護者から本園の利用の取消しの申し出があったとき。
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

12 学校医等

当園は、以下の医療機関等と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、小児科

医療機関の名称	野村内科医院
医 院 長 名	野村 元積
所 在 地	福井市上中36-8
電 話 番 号	0776-53-8586

(2) 歯科

医療機関の名称	竹澤歯科医院
医 院 長 名	竹澤 幸一郎
所 在 地	福井市上中7-33

電 話 番 号	0 7 7 6 - 5 2 - 2 6 1 1
---------	-------------------------

(3) 薬剤師

名 称	南山堂薬局 福井本店
薬 剤 師 名	貴島 香奈江
所 在 地	福井市和田中3-107
電 話 番 号	0 7 7 6 - 3 0 - 1 8 5 5

1 3 緊急時の対応

教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡するとともに、園医に相談する等、必要な措置を講じます。

<近隣の緊急連絡先>

福井警察署	福井市開発5丁目103-1	0 7 7 6 - 5 2 - 0 1 1 0
福井市東消防署	福井市和田東2-2205	0 7 7 6 - 2 7 - 0 1 1 9

1 4 非常災害時の対策

非情災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

防火管理者	廣岡 由紀枝
非常時の対応	別途に定める消防計画書により対応いたします。
園舎の耐火構造	耐火耐震建築物
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 (有) ・誘導灯 (有) ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 (有) ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 (有)
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

1 5 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情 受付担当者	氏名	前川 智春 (主幹保育教諭)
	電話番号	0 7 7 6 - 5 3 - 6 1 5 0
相談・苦情 解決責任者	氏名	廣岡 善美 (園長)
	電話番号	0 7 7 6 - 5 3 - 6 1 5 0
第三者委員	氏名	舟木 千壽子 (民生委員)
	電話番号	0 7 7 6 - 5 4 - 2 5 6 7

※ 当園では、面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。
また、園内に要望・苦情等に係るご意見箱を設置しています。

1 6 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園においては、以下の保険に加入していただきます。

保険の種類	日本スポーツ振興センター
保険の内容	災害共済
保険金額	240円保護者負担（285円内45円は園負担）

1.7 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

- (1) 当園の職員は、業務上知り得た園児やその家族等の秘密を保持します。
- (2) 当園の職員であった者について、業務上知り得た園児やその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。
- (3) 当園は、小学校、他の教育・保育施設及びその他関係機関等に対し、園児やその家族等に関する情報を提供する際は、あらかじめ保護者会等で説明することとします。

7

----- キ リ ト リ -----

同 意 書

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名：認定こども園大和田保育園

説明者職名：園長 廣岡善美

私は、本書面に基づいて認定こども園大和田保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：

別紙

1 実費徴収 (月額)

項目	内容、理由及び目的	対象児童	金額
通園バス代	送迎のため	希望者(1歳以上)	1,300円
		2人目以降	1,000円
給食費	副食費	3・4・5歳児の 2号認定 1号認定	4,500円

その他、教材費、園児ユニホーム夏用・冬用、遠足バス代等 実費徴収あります。

2 2号認定・3号認定子どもに係る時間外保育(延長保育)に関する保護者負担金

(1) 保育標準時間認定子どもに係る保護者負担金

市が定める金額

(2) 保育短時間認定子どもに係る保護者負担金

市が定める金額

3 1号認定子どもに係る一時預かり(幼稚園型)に係る保護者負担金

平日 午後3時1分から午後4時まで 日額 100円(上限2,000円)

(午後4時1分以降は1時間ごとに100円追加徴収する)

※延長午後6時まで

平日(長期休業期間)

午後9時から午後3時まで 日額 400円(給食代 別途徴収)

(午後3時1分以降は1時間ごとに100円追加徴収する)

※延長午後6時まで

土曜日

午前8時から午前12時まで 日額 400円

(午前12時1分以降は1時間ごと100円を別途徴収する)

※延長は午後4時まで